

第7回

税金に関する

絵はがきコンクール



第6回 最優秀賞作品
池城綾乃さん(登野城小)



だいぼしゅう
大募集!

税金は毎日の生活の中でどのように役立っているのか
ということしょうがくせいを小学生のみなさんに知っていただき、
理解りかいと関心かんしんを深めていただくために実施いたします。

募集内容

1 テーマ

税に関する絵(税金で造られている建物・施設、税金で購入される物品、税金で行われている仕事など)であれば何でも構いません。

2 応募資格

小学6年生対象。

3 応募点数

児童1人につき1点とします。

4 応募方法及び応募先

付属の「専用はがき」または「官製はがき」に氏名等の必要事項および税に関する絵を描いてご応募下さい。なお、官製はがきの場合、必要事項をはがき表面に記入して下さい。

文字や標語などの描き入れも可。ただし、絵のない作品(文字のみ)や、すでにあるアニメ等の絵柄は審査対象外となる場合がありますのでご注意ください。鉛筆は不可、発色の良いペン・絵具・クレヨン等で背景まで色づけして下さい。色鉛筆等を使用する場合はしっかり色づけして下さい。

〔応募先・お問い合わせ先〕

〒907-0013 石垣市浜崎町1-1-4 石垣市商工会館2F
公益社団法人 八重山法人会「第7回税に関する絵はがきコンクール」係
URL <http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/yaeyama/>
TEL 0980-82-0420

5 応募締切

平成28年10月31日(月) 必着

6 審査

応募作品は、応募者全員の中から公正に審査を行い選定致します。

7 表彰・発表

審査結果(入選作品)は当会ホームページまたは広報誌にて発表するとともに当会事務局より学校へ通知致します。

なお、入選作品より法人会の上部団体(女性部会)が実施するコンクールに出展します。

●最優秀賞 ●優秀賞 ●優良賞 ●佳作 ●参加賞(応募者全員)

8 注意事項

(1)応募作品に関する権利は、ご応募と同時に主催者である法人会に帰属します。

(2)応募作品の返却はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

(3)応募作品は作者名及び学校名と共に法人会ホームページやパンフレット等への掲載、または法人会及びその関係団体が行う事業において展示することがあります。

(4)応募者の個人情報は入選者等への連絡や表彰状等の発送、展示など「税に関する絵はがきコンクール」事業の実施のためにのみ使用します。

〈主催〉公益社団法人 八重山法人会/公益財団法人 全国法人会総連合

〈主管〉公益社団法人 八重山法人会女性部会/同青年部会

〈後援〉国税庁/八重山地区租税教育推進協議会

法人会とは

法人会は税のオピニオンリーダーとして公平で健全な税制の実現や税の啓発・租税教育活動を積極的にすすめる80万社の経営者の団体です。また、会員の研さんを支援する各種の研修会やボランティアなど地域に密着した活動を行い地域社会のお役に立っています。



郵便はがき

9 0 7 - 0 0 1 3

直接、郵送の場合
お手数ですが
52円切手をお貼りください。

石垣市浜崎町1-1-4 石垣市商工会館2F

公益社団法人 八重山法人会

「第7回 税に関する絵はがきコンクール」係

小学校名	市立	小学校
学年	町立	
組	私立	
	年	組
(フリガナ)		
氏名		(男・女)



私たちは税金を通じて、お互いに支え合って暮らしています。
自分たちの未来のためにも、税金について調べ、考えてみましょう!

税金って何?

みなさんも自分の「おこづかい」でお買い物をしたときに、商品代と一緒に「消費税」を払っています。税金は「みんなに役立つこと」や「社会で助け合う活動」に使われています。

つまり、みんなで社会を支えるために集められる「会費」と言えます。

その他に身近な暮らしの中にもいろいろな税金があります。



会社が利益を得たら
法人税



勤めている人は
所得税



家や土地には
固定資産税



マイカーには
自動車税



お買い物をしたら
消費税

税金はどんなことに使われているの?



みなさんに一番身近な「学校」では、校舎を建てたり改修するためや、毎日使っている教科書や机・イス・体育用具・パソコン・実験器具の購入などに使われています。

これだけでなく、みなさんが安心して楽しく遊べるように公園の整備、毎日安全に登下校ができるように道路の整備、安全な暮らしのため警察や消防の活動など、税金は私たちが暮らしやすい環境を作るために、様々なところで役立っています。



応 募 要 領

1. 事業名及び趣旨

第7回「税に関する絵はがきコンクール」

本活動は租税教室などを通じて、小学生に“税の大切さ”や“税の果たす役割”について学んでもらい、その知識や感想を絵はがきにすることで、より理解を深めてもらうことを目的とする。

2. テーマ

税に関する絵（税金で造られている建物・施設、税金で購入される物品、税金で行われている仕事など）であれば何でも構いません。

3. 応募資格

石垣税務署管内の全公立・私立小学校の小学生6年生（原則とする）が対象です。

4. 応募点数

児童1人につき1点とします。

5. 画材

専用はがき又は官製はがき等（はがき大のサイズであれば可。）

文字や標語などの描き入れも可。但し、絵のない作品（文字のみ）や既にあるアニメ等の絵柄は審査対象外となる場合がありますのでご注意ください。

鉛筆は不可、発色の良いペン・絵具・クレヨン等で背景まで色づけして下さい。

色鉛筆等を使用する場合は、しっかり色づけして下さい。

6. 応募方法

（1）応募先

学校で取りまとめ、法人会へ提出して下さい。（児童→学校→法人会）

又は、応募はがきを児童各自が郵送。

（2）記載事項

① 氏名（フリガナ）・（男・女）

② 小学校名、学年、組

7. 応募締切

平成28年10月31日（月）必着

8. 審査

応募作品は、応募者全員の中から公正に審査を行い選定致します。

9. 表彰及び展示・紹介

審査結果（入選作品）は当会ホームページまたは広報誌にて発表するとともに、当会事務局より学校へ通知致します。

優秀な作品を表彰するとともに、応募された全作品は作者名及び学校名と共に広く一般に向けて展示・紹介します。

平成28年11月に表彰・展示・紹介を行う予定。

本会活動の趣旨に沿った優秀な作品を、個人を対象として表彰。

① 賞の種類 最優秀賞・優秀賞・優良賞・佳作・参加賞。

なお、入選作品より法人会の上部団体が実施するコンクールに出展します。(展示)

② 副賞・参加賞

図書カードや文具など学校生活に役立つような品とし、高価過ぎないもの。

③ 審査員 専門家・法人会関係者・その他。

10. 注意事項

(1) 応募作品に関する権利は、ご応募と同時に主催者である法人会に帰属します。

(2) 応募作品の返却はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

(3) 応募作品は作者名及び学校名と共に法人会ホームページやパンフレット等への掲載、または法人会及びその関係団体が行う事業において展示することがあります。

(4) 応募者の個人情報が入選者等への連絡や表彰状等の発送、展示など「税に関する絵はがきコンクール」事業の実施のためにのみ使用します。

主催：公益社団法人 八重山法人会・公益財団法人 全国法人会総連合
主管：公益社団法人 八重山法人会女性部会・同青年部会
後援：国税庁・八重山地区租税教育推進協議会

お問い合わせ先

〒907-0013 石垣市浜崎町 1-1-4 (2F) 石垣市商工会館内 Tel.82-0420 担当：長田